

み自第 403 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 7 項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新します。

平成 29 年 10 月 31 日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 (1) 名 称 左沢鳥獣保護区（大江町）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

左沢鳥獣保護区は、西村山郡大江町の市街地に隣接した標高 222 メートルの楯山を中心とした丘陵地帯で広葉樹が広がる区域であり、アカショウビン、ヤマセミ等の鳥類、トウホクノウサギ、ニホンリス等の小型獣類など多様な鳥獣が生息している。

また、区域内には山形県朝日少年自然の家が設置されており、当該地区は、自然環境教育の場として活用されている。

このため、当該地区は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 2 (1) 名 称 葉山鳥獣保護区（大蔵村）
- (2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）
- (3) 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで
- (4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

葉山鳥獣保護区は、最上郡大蔵村南東部に位置し、1,000 メートル前後の山々が連なる急峻な山岳地帯で、赤松川をはじめとした多くの溪流が流れ、変化に富んだ地形になっている。当該区域の植物は、針葉樹の人工林は少なく、ブナ・チシマザサ群落、ヒメヤシャブシ・タニウツギ群落、ミズナラ群落、伐採跡地植物群落等に覆われ、餌となる木の実や昆虫等の小動物の豊富な、森林鳥獣の生息地となっている。

また、区域内においてイヌワシの営巣地が確認されているほか、クマタカ等の国内希少野生動植物種やツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類など多種多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のための重要な区域であると認められることから、鳥

獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

3 (1) 名 称 飯豊山鳥獣保護区 (小国町、飯豊町)

(2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

(3) 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

大規模鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

飯豊山鳥獣保護区は、西置賜郡小国町及び同郡飯豊町の南部に位置し、標高 2,105 メートルの飯豊山を中心とした急峻な山岳地域で、複雑に入り組んだ溪谷があり、その背後にブナ帯、ヒメコマツ帯、亜高山帯植生、高山帯植生と標高によって変化に富んだ植生からなる広大な森林が広がっている。

このような野生鳥獣にとって優れた生息環境が維持されていることから、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類、国内希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類、さらに絶滅が危惧されるホンドオコジョ、ヤマネ等の高山性の鳥獣類など、多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

なお、当該鳥獣保護区は磐梯朝日国立公園 (飯豊地域) 及び林野庁の「飯豊山周辺森林生態系保護地域」にも指定されており、これら保護地域と一体となって鳥獣を保護する意義は大きいと判断されるものである。

4 (1) 名 称 愛染峠鳥獣保護区 (白鷹町)

(2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

(3) 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

愛染峠鳥獣保護区は、西置賜郡白鷹町と西村山郡朝日町の行政界にある頭殿山及び大禿山の東部に位置し、中央を実淵川が流れ、急峻な溪谷と広大な森林が広がっている。

このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類を始め、多様な鳥獣が生息している。特にブナ、ミズナラ等の天然林が広がる北部及び南部地域には、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、餌となる植物も多く生育し、重要な生

息、繁殖地となっている。また、鳥類では、カワセミ、ヤマセミ等の水辺の鳥類や、国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類等の高山性の鳥類の生息域になっており、餌となる動植物が豊富に生息している地域である。

このため、当該地域は、鳥獣の生息、繁殖のために重要な地域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定による鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図るものである。

なお、当該区域は国指定の「大鳥・朝日鳥獣保護区」、林野庁指定の「朝日山地森林生態系保護地域」、山形県指定の「ヌルマタ沢・野川自然環境保全地域」の東端部に隣接していることから、これらの生物保全地域と一体となって鳥獣を保護する意義は大きいと判断されるものである。

5 (1) 名 称 柴倉鳥獣保護区 (小国町)

(2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

(3) 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

柴倉鳥獣保護区は、西置賜郡小国町にある標高 1,262 メートルの柴倉山の南西部に位置し、急峻な山岳地域で複雑に入り組んだ溪谷とその背後にブナの天然林など広大な森林が広がっている。

このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等の大型獣類が生息している。特に、ツキノワグマの越冬に適した環境が具備されており、餌となる植物も多く生育し、重要な生息、繁殖地となっている。また、同地域は国内希少野生動植物種のイヌワシ、クマタカなどの大型猛禽類をはじめとする高山性の鳥類の生息域となっており、餌となる動物も豊富に生息している地域であり、多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な地域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

6 (1) 名 称 桂谷鳥獣保護区 (鶴岡市)

(2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

(3) 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

桂谷鳥獣保護区は、新潟県境に位置し、針葉樹林の間に、ブナ、ナラ、カエデ等の広葉樹の混交林が点在し、鳥獣の餌となる木の実や昆虫等が豊富であり、森林鳥獣の生息適地となっている。

このような自然環境を反映して、国内希少野生動植物種であるクマタカ、ハヤブサ等の猛禽類が生息し、さらに獣類では、ヤマネ、トウホクノウサギ等の小型獣類からニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型獣類まで、多様な鳥獣の生息域となっている。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

7 (1) 名 称 立谷沢鳥獣保護区 (庄内町)

(2) 区 域 別紙のとおり (別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。)

(3) 存続期間 平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで

(4) 保護に関する指針

イ 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 鳥獣保護区の指定目的

立谷沢鳥獣保護区は、一部が磐梯朝日国立公園になっている地域であり、赤沢川をはじめとして多くの溪流が流れ、崖が連なった、急峻で変化に富んだ地形となっている。ブナーチシマザサ群落等の広葉樹林が大半を占め、鳥獣の餌となる木の実や昆虫等も豊富で、森林鳥獣の生息適地となっている。

このような自然環境を反映してニホンカモシカ、ツキノワグマ等の大型獣類のほか、国内希少野生動植物種であるイヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類などの生息域となっている。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。